10　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

12　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

13　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（す